審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県土企画課公共用地室

法令名	土地収用法	法令番号	昭和２６年　法律第２１９号
手続名	事業認定の拒否	根拠条項	第２８条

審査基準	事業の認定に係る審査基準（№.７）に該当しないとき。

受付機関	県土企画課公共用地室	処理機関	県土企画課公共用地室	交付機関	県土企画課公共用地室	標準処理期間　９０日 標準経由期間　日	目次№.	8